

イランの核開発と国際法

Iranian Nuclear Development and International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

目次

- 【Ⅰ】 始めに
- 【Ⅱ】 事実の概要
- 【Ⅲ】 国際法上の問題点
 - (1) NPT体制の不平等性
 - (2) イラン核危機の法的特徴
- 【Ⅳ】 結語
- 《References》
- 【参考資料Ⅰ・Ⅱ】

【Ⅰ】 始めに

1939年9月1日に第2次大戦が勃発したが、その直前、ドイツでウランが核分裂反応を起こすことが発見され、核兵器開発の展望が開けた。ドイツは核兵器によって1000年続く『千年帝国』⁽¹⁾の実現を信じて開戦に踏み切ったといわれる。しかし、ドイツの目論見はずれ、アメリカに核兵器開発の先駆者の地位を奪われたことは歴史の教えるところである。

第2次大戦後、巨大なエネルギーを生み出す核に対して、人類は核を平和利用してその恩恵に浴することを望むとともに、核兵器に対しては廃止を目指すことで認識は一致した。核の平和利用の原則と軍事利用禁止の原則はあたかもコインの両面として、今日、国際環境法及び国際軍縮法分野で慣習法的効力を獲得している。核の平和利用は原子力発電所⁽²⁾の設置の権利として主張され、核の軍事利用の

禁止は核軍縮の義務として制度化されている⁽³⁾。第2次大戦後のこれらの慣習法原則に対して、謂わば「総論賛成、各論反対」の立場をとる国家が極めて多い。核兵器を保有し原子力発電所も保有しているアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国・インド・パキスタンでさえ核軍縮・核の廃絶にはきわめて消極的である。まして、核兵器は勿論、原子力発電所も保有していない国際社会の85%の国々にとって、戦後の核不拡散体制は不平等を恒久化するシステムであって、機会をねらって『核クラブ』⁽⁴⁾入りしてもかまわないという意識を生み出した。まさに、インドは1974年に、パキスタンは1998年に核実験に成功した。その後、両国は部分的核実験禁止条約⁽⁵⁾には加入したものの、核不拡散条約⁽⁶⁾に今もって加入せず、「核クラブ」入りを強行した。そして本稿で分析するイランも、2006年5月現在、『核クラブ』入りを狙う急先鋒として国際社会の不安を掻き立てている。

(注)

(1) “最初の「Reich (ライヒ)」は神聖ローマ帝国、第二は1871年に統一されたドイツ帝国、そしてそれに続く三番目のライヒとして「Das Dritte Reich」という言葉がナチスの宣伝で使用された。「第三帝国」という訳語はかかる文脈を背景にするものである。なお、国家元首である首相ないし総統のアドルフ・ヒトラーはこれを「千年帝国」とも呼称した。” <http://ja.wikipedia.org/wiki/>

(2) “原子炉で発生する核分裂エネルギー（熱エネルギー）を電気エネルギーに転換するように設計された発電所である。世界最初に原子力発電を行ったのは、アメリカの原子炉EBR-1であり（1951年12月実験的に200kWの発電に成功）、世界最初の原子力発電所は、ロシアのObninsk原子力発電所（1954年6月送電開始、出力5MWe）である。現在加圧水型炉および沸騰水型炉が最も多く運転されている。開発中のものの中には液体金属冷却高速炉などがある。” http://sta-atm.jst.go.jp:8080/dic_1049_01.html 2004年12月現在、世界に原子炉が434基（37,921万kW）、建設中が33

基 (2,805 万 kW)、計画中が 38 基 (3,972 万 kW) であり、合計は 505 基 (44,698 万 kW) になっている。http://sta-atm.jst.go.jp:8080/02060105_1.html 又、原子力発電所を保有する国が 31 カ国存在する。http://sta-atm.jst.go.jp:8080/pict/02/02060105/05.gif

- (3) 国際法の 1 分野としての軍縮法は第 1 次大戦後の国際連盟規約 Covenant of the League of Nations (1919.6.28 署名, 1920.1.10 発効) § 8 の連盟国の軍縮の義務の措定とともに、初期的な国際法制度としてスタートした。第 2 次大戦後の国連では軍縮は安保理の任務の 1 つとされるとともに、軍縮法の中心は核軍縮に移った。そして核軍縮を含め軍縮一般を管轄する常設機関が 1960 年にジュネーブに設置された。当初、「10 カ国軍縮委員会 TNCD」として発足したが、その後加盟国を増やし 1982 年に「軍縮会議 Conference on Disarmament : CD」と改称した (日本は 1969 年 5 月末加盟)。http://www.kiwinet.seiryu-u.ac.jp/inahara/internationalorganization24.html
- (4) “米ソの二極秩序が崩壊した後、フランスは核の不拡散体制の強化を積極的に支持することを決定し、NPT によって認められた他の四つの核保有国と基本的に同様の立場をとるようになった。核保有五カ国 (アメリカ、ロシア、イギリス、中国、フランス) には、核戦力を手放すつもりはない。それ

は、国際社会において彼らに特権的な地位を与えるとともに、自国の死活的利益に向けられた脅威に対して抑止策を講じることを可能にしているからだ。五カ国は他方、核クラブを拡大すれば破滅的な紛争のリスクを増大させるだけだと考えた。その悲劇を防ぐために、五カ国は非保有国に対して核の放棄と引き換えに、平和目的の核利用をそれなりに保証し、安全保障を与えるという約束をすることで NPT を強化しようとした。しかし、非保有国が核を放棄したのに対して、保有国による核軍縮の確約という見返りはないままで、両者の義務のバランスは軽視されている” ジャン・クラン (Jean Klein) パリ第一大学名誉教授、フランス国際関係研究所客員研究員、訳・三浦礼恒。ここに、核保有国と非核国の対立の構図が率直に語られている。Cf. http://www.diplo.jp/articles06/0603-2.html

- (5) Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the Atmosphere, in Outer space and Under Water : PTBT (1963.8.14 subscription, 1963.10.10 to enter into force) ; 2006 年 1 月 1 日現在の当事国数 125. Cf. http://sta-atm.jst.go.jp:8080/13040112_1.html
- (6) Treaty on the Non - Proliferation of Nuclear Weapons : NPT (1968.7.1 adoption, 1970.3.5 to enter into force) ; 2006 年 1 月 1 日現在の当事国数 190. Cf. http://sta-atm.jst.go.jp:8080/13040101_1.html

【II】 事実の概要

2002 年 8 月 14 日、イランの反体制組織“イラン抵抗全国会議”が、イラン政府が国内の少なくとも 2 つの地域 (Arak, Natanz) で核兵器開発計画を推進していると発表し、国際社会に衝撃を与えた (【参考資料 I】参照)。2003 年 2 月 21 ~ 22 日に、IAEA 事務局長がイランを訪問したが、このとき初めて、イランはアラクの重水プラントとナタンツの 2 つの濃縮プラントについて説明し、1991 年のウラン輸入についても認めた。2003 年 5 月 5 日、イランはアラクでの重水研究炉の建設計画について書簡で初めて IAEA に報告した。同年 6 月 6 日に IAEA 事務局長報告『イラン・イスラム共和国における NPT 保障措置協定の実施状況』(GOV / 2003 / 40 (2003.6.19 制限解除)) が出された後、6 月 19 日の IAEA 理事会議長総括がイランに対してパイロット濃縮プラントに核物質を導入しないよう呼びかけた。しかし、イランはこの呼びかけを無視し、6 月 25 日、ウランをパイロットプラントに導入したことを明らかにした⁽⁷⁾。この時点で、イランと IAEA との対立は決定的となったが、それ以降の事態の展開を『世界週報』の“World News”欄の資料に基づいて時系列で紹介する。

- 1 2003.7.2 . . . ロシアのルミャンツェフ原子力相がイランで建設中のブシェール Bushehr 原子力発電所向けにロシアが 5 トンの核燃料を供与することで合意した

と発表。

- 2 2003.7.9 . . . IAEA のエルバラダイ Muhammad Mostafa El Baradei (1942.6.17 ~) 事務局長がイランの核疑惑解決のためテヘランを訪問。ハタミ Mohammad Khatami (1943.9.27 ~) 大統領と会談後の記者会見で、同事務局長は IAEA が翌週専門家チームをテヘランに派遣しイランの保障措置協定追加議定書への調印に向けた協議を行うことを明らかにした。
- 3 2003.7.18 . . . ウィーンの複数の外交官が、IAEA の査察官によってイランで採取されたサンプルから高濃縮ウランが発見されたことを明らかにした。
- 4 2003.7.21 . . . EU はブリュッセルで開催した外相理事会で、イランの核開発の“疑念は高まっている”として同国との協力関係の見直しを示唆する声明を採択した。
- 5 2003.7.28 . . . IAEA のフレミング報道官が 8 月にイランへ専門家チームを 2 つ派遣すると発表。
- 6 2003.8.4 . . . IAEA の法律専門家チームがテヘラン入りし、イラン当局者と非公式に会談。イラン政府報道官は IAEA の強制捜査を受け入れるかどうかを決定する予定であると表明。
- 7 2003.8.11 . . . IAEA 報道官は、4 名の査察官からなる IAEA 専門家チームがテヘラン入りし、疑惑施設の現状や環境サンプル調査の実施をめぐるイラン側専門家と協議に入ったことを明らかにした。
- 8 2003.8.14 . . . イランの最高原子力評議会は同国南部

- に建設中のプシェール原子力発電所について 2 期工事の着手を許可したと発表した。
- 9 2003.8.25 . . . ロシア原子力省当局者は、イランのプシェール原子力発電所にロシアが供給する核燃料の返還に関する政府間協定が 9 月末までに締結されると述べた。
- 10 2003.8.27 . . . IAEA が 9 月 8 日からの定例理事会で提示するイランの核問題に関する報告書で、同国南部のナタンツ Natanz のみ稼働のウラン濃縮施設で採取された環境サンプルから高濃度濃縮ウランが検出されていたことが明らかにされた。米國務省リーカー副報道官は同日の記者会見でロシアに対してイランの原発建設への協力中止を改めて要請した。
- 11 2003.8.29 . . . イランのハラジ外相がパキスタンのイスラマバードでカスリ外相と会談した後の共同記者会見で、核開発で両国が協力関係にあるとの疑惑をともに否定した。
- 12 2003.9.2 . . . IAEA のエルバラダイ事務局長 Director General はベルリンでフィッシャー Joschka Fischer (1948.4.12 ~) 外相と会談した後の記者会見で、イランを名指しして非難し、1 国だけで核兵器製造の材料を調達できないように「核燃料サイクルの多極化」を図る必要があると主張した。
- 13 2003.9.3 . . . ウィーン訪問中の日本の川口順子 (1941.1.14 ~) 外相は IAEA のエルバラダイ事務局長と会談し、イランに対して核疑惑解消を求める点での共通認識を表明した。
- 14 2003.9.8 . . . IAEA の定例理事会 (35 カ国) がウィーンの本部で開幕。エルバラダイ事務局長は冒頭演説でイランに対して核疑惑払拭のために IAEA の査察・調査に全面的に協力するよう強く促した。しかし、同理事会でアメリカが国連安保理付託を目指したイラン非難決議案の採択は断念された。
- 15 2003.9.12 . . . IAEA 定例理事会は最終日にイランに対して 10 月末までに IAEA の査察検証作業への全面協力を求める日豪加共同提出の決議案を採択。
- 16 2003.9.15 . . . ウィーンで開幕した IAEA 年次総会の初日、イランのアガザデ Gholamreza Aqazadeh 副大統領兼原子力庁長官はイランが核不拡散体制を堅持すると表明し、NPT 脱退の噂を打ち消した。
- 17 2003.9.22 . . . イランのハタミ大統領がテヘランの軍事パレードで演説し、「我々は大量破壊兵器の拡散には反対するが、強大な科学技術を保持する絶対的権利を有する」と主張し、核兵器の開発を否定し核の平和利用を推進するとの従来の考えを繰り返した。
- 18 2003.9.25 . . . IAEA 外交部がイランの核施設「カラ
- イ電気会社」で採取された環境サンプルから新たに高濃縮ウランが検出されたと発表 (ロイター通信発)。
- 同日、イランのハラジ外相は国連総会で演説し、「イランは核兵器開発計画を持たず、着手する意図も無い」と述べ、IAEA との協定に随って協力するが「差別的、選択的で不合理的な要求には屈しない」と協調した。
- 19 2003.9.26 . . . IAEA のフレミング報道官が 28 日に予定していたイランへの査察団派遣を延期すると発表。
- 20 2003.9.27 . . . ブッシュ George W. Bush (1946.7.6 ~) 米大統領がワシントン近郊の大統領山荘でプーチン Vladimir V. Putin (1952.10.7 ~) ・ロシア大統領と 2 日目の会談を行った。会談後の記者会見で両者は北朝鮮とイランの核兵器開発を阻止することが重要との共通認識を示し、イランに対して 10 月末までに同国の核開発の全容開示を求めた IAEA 決議の履行を求めていくことで合意した。
- 21 2003.10.2 . . . イランの核開発疑惑解明のために IAEA の査察団がテヘラン入りし、ウラン濃縮計画の全容開示を求めイラン政府当局者と協議に入った。
- 22 2003.10.13 . . . 同日のモスクワ放送によると、ロシア原子力省は同国が建設協力しているイランのプシェール原子力発電所の稼働開始を技術的理由によって 04 年から 05 年に延期すると発表した。
- 23 2003.10.21 . . . イランの核開発問題の解決を目指し、英仏独の外相がテヘラン入りし、ハラジ外相、ロウハニ最高安全保障委員会 (SNSC) 事務局長と会談した。イラン側はウラン濃縮計画を一時停止し、査察を強化する核拡散防止条約 NPT 追加議定書に署名することに同意した。
- 24 2003.10.23 . . . IAEA から 10 月末までに核開発計画の全容開示を求められていたイランがウィーンの IAEA 本部で報告書を提出し、その中で保障措置協定の不履行を認めたが、同報告書はイランの核兵器開発を改めて否定した。
- 25 2003.10.29 . . . ロシアとイランは使用済み核燃料の返還協定を近く締結することで合意した。又、イラン南部のプシェール原発の 2 号炉について建設協力を討議する作業グループを設置することを決定した。
- 26 2003.11.5 . . . IAEA のイラン代表を務めるサレヒ国連大使は、同国の核開発疑惑に関し、兵器に転用可能な高濃縮ウランが検出されたナタンツのウラン濃縮施設とテヘラン郊外の核関連施設「カライ電気会社」の遠心分離機的设计図を IAEA に提出した。
- 27 2003.11.10 . . . IAEA 報道官は、IAEA のイラン政府代表を務めるサレヒ国連大使が抜き打ち査察を可能にする追加議定書への調印と同国内のウラン濃縮施設

- の活動停止を明記した書簡をエルバラダイ IAEA 事務局長に提出したことを明らかにした。又、イランが IAEA に対して核兵器転用可能なプルトニウムを少量生産していたことを認める IAEA の機密文書の存在が明らかにされた（ロイター発）。
- 28 2003.11.11 . . . イランが 1970 年代にレーザー法によるウラン濃縮を実現するため、IAEA に未申告で 4 カ国から技術支援を受けるための契約を締結していたことを示す IAEA の内部報告書の存在が明らかになった（時事通信発）。
- 29 2003.11.18 . . . EU とアメリカの外相級会合がブリュッセルで開かれ、パウエル Colin L.Powell (1937.4.5 ~) 米国務長官が記者会見でイランの核疑惑払拭の努力が不十分であるとの認識を示した。EU のソラナ Javier Solana Madariaga (1942.7.14 ~) 上級代表は記者会見で米欧が問題解決のため協力する必要性を訴えた。
- 30 2003.20 . . . イランの核疑惑を討議する IAEA 定例理事会がウィーンの IAEA 本部で開催され、エルバラダイ事務局長がイランの過去の保障措置協定違反を批判し、IAEA への一層の協力と情報開示を求めた。
- 31 2003.11.26 . . . IAEA 定例理事会はイランの過去の保障措置協定違反に「最大限の深刻な懸念」を表明したイラン非難決議を全会一致で採択した。しかし、アメリカが主張した事件の安保理への付託は、日欧主要国や非同盟諸国など他の理事国の同意を得られず見送られた。
- 32 2003.12.18 . . . イラン政府はウィーンの IAEA 本部で未申告の核関連施設に対する IAEA の抜打ち査察を認めた保障措置協定追加議定書に署名した。エルバラダイ事務局長は同議定書をイランが早期に批准することに強い期待を示した。
- 33 2003.12.31 . . . 米政府は 26 日にイランを襲った地震への人道支援として同国に発動中の経済制裁を一部解除した。
- 34 2004.2.12 . . . ロシアの原子力省当局者がロシアの協力で建設中のイランのブシェール原子力発電所がほぼ 90 % 完成したと発表。
- 35 2004.2.18 . . . イラン石油当局者が、同国南西部のアザデガン油田の総額 20 億ドル（約 2100 億円）規模の開発に関して日本のコンソーシアムと契約を締結したと発表。イランの核開発疑惑でアメリカが日本に圧力を掛けていたため、交渉が一時停滞し、合意が遅れていた。
- 36 2004.3.13 . . . イランの核開発疑惑を討議していた IAEA 定例理事会は、同国の核活動の申告漏れに「深刻な懸念」を表明し、6 月の次回理事会までに核計画の全容開示を求めるイラン非難決議を全会一致で採択した。
- 37 2004.3.17 . . . IAEA のエルバラダイ事務局長はアメリカ下院の中東・中央アジア小委員会で証言し、イランの核兵器開発の可能性について、証拠は発見されていないがその可能性は排除されないと述べた。
- 38 2004.3.27 . . . IAEA 査察官 2 名がテヘラン入りし、当初の予定より 2 週間遅れで査察が再開されることになった。
- 39 2004.4.12 . . . IAEA 査察官 5 名が、ウラン濃縮に使われる遠心分離機の製造停止が履行されているかどうかを確認するためイラン入り。
- 40 2004.5.22 . . . イランのホセイニ在ウィーン国連大使がイランの核開発計画に関する報告書を IAEA に提出したことを明らかにした。
- 41 2004.6.2 . . . アメリカのブリル在ウィーン国連大使が、イランの核兵器開発について批判した。
- 42 2004.6.8 . . . 英独仏 3 カ国が IAEA に対してイランの核開発疑惑解消の努力が不完全であると非難する決議案を提出。
- 43 2004.6.14 . . . ウィーンで IAEA の定例理事会が開催され、エルバラダイ事務局長が開幕演説で、イランの核計画の申告の完全性に疑念を表明した。
- 44 2004.6.18 . . . IAEA 定例理事会はイランの核開発疑惑をめぐる協力姿勢の不十分さを非難し、更なる協力を求める決議を採択した。
- 45 2004.6.29 . . . IAEA のエルバラダイ事務局長はロシアのプーチン大統領と会談した後、ロシアによるイランのブシェール原発建設への協力について、「2 国間のプロジェクトであり、国際的な懸念になっていない」として容認する考えを示した。
- 46 2004.8.9 . . . ブッシュ米大統領がバージニア州での市民との対話集会で、IAEA と協調してイランの核兵器開発を阻止する考えを明確に表明した。
- 47 2004.8.17 . . . ボルトン米務次官補がイランはウラン、プルトニウム双方による核兵器開発を勧めていると非難し、この問題を安保理に付託すべきだと主張した。
- 48 2004.8.30 . . . 米務省のバウチャー報道官が記者会見で、9 月の IAEA 理事会でイランの核問題を国連安保理に付託する時期を協議する見込みであると言明した。
- 49 2004.9.1 . . . イランの核開発に関する IAEA の機密報告書で、同国がウラン成功を 6 フッ化ウランに転換する計画を持っていることが明らかになった。
- 50 2004.9.13 . . . フランスのバルニエ外相はイランが IAEA と協力して 11 月までに核問題を解決しなければ

- アメリカが要求する国連安保理への付託もありうるとの考えを示した。
- 51 2004.9.14・・・IAEA 理事会で英独仏が採択を目指すイラン関連決議案に対して、アメリカが10月末を期限として完全な査察の実施とウラン濃縮の停止を求める修正決議案を提出した。
- 52 2004.9.18・・・IAEA 定例理事会はイランに対してウラン濃縮活動の即時停止と核開発疑惑の解明を一段と強く迫る英独仏3カ国提出の決議案を採択し、11月25日を履行期限に設定した。
- 53 2004.9.19・・・イランのロウハニ最高安全保障委員会事務局長がテヘランで記者会見し、前日のIAEA 定例理事会決議を拒否すると表明した。又、イラン国会も、抜き打ち査察などを認めるNPT 保障措置協定追加議定書の批准を拒否する方針を表明した。
- 54 2004.9.20・・・IAEA の年次総会の開幕演説で、エルバラダイ事務局長はIAEA 定例理事会決議を履行するようイランに求めた。
- 55 2004.9.21・・・IAEA 年次総会に出席しているイランのアガザデ原子力庁長官が記者団に対して同国が大規模なウラン転換実験を開始したと語った。
- 56 2004.9.22・・・国連総会に出席中のイスラエルのシャローム外相が、記者団に対してイラン核問題を安保理に付託して制裁を討議すべきとの考えを表明した。
- 57 2004.9.24・・・イランのハラジ外相は国連総会の演説で、IAEA 理事会決議を無視してイランがウラン転換実験に踏み切ったことは核の平和利用の権利の行使であると主張した。
- 58 2004.9.28・・・アメリカが核兵器計画との関連を疑っているテヘランのラビザンにある核施設で、IAEA 査察官が採取した環境サンプルからは核活動の兆候が発見されなかったことが判明した。
- 59 2004.10.5・・・イラン国会の外交・治安委員会は政府にウラン濃縮を義務付ける法案を承認した。
- 60 2004.10.15・・・ロシアの原子力エネルギー庁の報道官が、ロシアがイラン南部のブシェールで建設協力している原子力発電所の1号炉が完成したことを公表。イランの核開発問題に関するG8 の高級事務レベル会合がワシントンの米務省内で開催され、11月のIAEA の定例理事会までにイランが要求に応じない場合に問題を安保理に付託することで基本合意した。
- 61 2004.10.18・・・ロウハニ最高安全保障会議事務局長が核燃料再処理の中止要請に応ずる考えのないことを強調。
- 62 2004.10.21・・・英独仏3カ国とイランはウィーンで協議し、3カ国はイランがウラン濃縮の停止など疑惑解消に協力すれば研究用の軽水炉を含む核技術の提供を行うと提案した。
- 63 2004.10.24・・・イラン外務省の報道官は、3日前の3カ国の提案を「バランスに欠ける」として拒否する意向を表明した。
- 64 2004.11.15・・・イラン最高安全保障委員会のロウハニ事務局長がウラン濃縮などのウラン転換に関する作業を11月22日から一時停止すると発表した。IAEA はイランの核開発疑惑に関する過去2年間の査察を概括したエルバラダイ事務局長の報告書を理事国に配布した。その中で、イランの核開発の証拠は無いとしている。
- 65 2004.11.20・・・プッシュミ大統領がプーチン・ロシア大統領と会談し、イランの核兵器開発を阻止するため引き続き圧力を掛けていくことで合意した。
- 66 2004.11.29・・・IAEA の定例理事会がウィーンで再開され、英独仏が前日に提出したイラン決議案 — イランが先に同意したウラン濃縮関連活動の一時停止の承認 — が採択され、アメリカが主張する問題の安保理への付託は盛り込まれなかった。IAEA のエルバラダイ事務局長は記者団に対して、「遠心分離機20基を監視下に置いた。・・・検証は完了した」と述べ、イランの核関連活動の停止を確認した。
- 67 2004.12.13・・・マクレラン米大統領報道官は記者会見で、エルバラダイ IAEA 事務局長の3選問題について、国連や主要国際機関の事務局長は2選が原則であるとして、支持しない意向を表明した。
- 68 2005.1.11・・・欧州委員会はイランがウラン濃縮関連活動を一時停止したのを受け、中断していた貿易協力協定の締結交渉を12日から再開すると発表。
- 69 2005.1.13・・・IAEA のグウォズデキ広報部長はテヘラン南東部のバルチン軍事施設へのIAEA の査察が同日始まったと説明した。採取するサンプル分析に約1ヶ月かかるとの見通しを示した。
- 70 2005.1.30・・・ライス米務長官がテレビのインタビューで、「イランは明らかに中東の不安定要因」と発言し、同国が核の平和利用の名の下に核兵器開発をすることを許してはならないと述べた。
- 71 2005.2.4・・・訪英中のライス Condolezza Rice (1954.11.14～) 米務長官は、首相官邸でブレア首相、ストロー Jack Straw (1946.8.3～) 外相と会談した後、記者会見で「イラン攻撃は現段階では議題に上がっていない」と述べ、英独仏の外交努力を当面見守る姿勢を示した。
- 72 2005.2.6・・・イランのロウハニ最高安全保障委員会事務局長は、ロイター通信とのインタビューで、アメ

- リカもしくはイスラエルがイランの核施設を攻撃すれば反撃し、核技術確保の努力を加速させると警告した。
- 73 2005.2.9・・・ライス米務長官がイランと英独仏3カ国との交渉を期限をつけずに見守るとの考えを示した。他方、米中央軍のスミス副司令官が、国防総省で記者会見し、対イラン軍事作戦の見直しを行っていることを明らかにした。
- 74 2005.2.19・・・イランのロウハニ最高安全保障委員会事務局長がロシアとイランがイラン南部のブシェールの原発で2号炉を建設する合意をプーチン大統領のイラン訪問時に協定化することを明らかにした（ノーボスチ通信）。
- 75 2005.2.23・・・ブッシュ米大統領がドイツ中西部の古城でシュレーダー Gerhard Schroeder (1944.4.7～) 首相と会談。会談後の記者会見で両首脳は、イランの核兵器開発を阻止することで意見が一致したと声明した。
- 76 2005.2.28・・・米務省のエレリ副報道官は、記者会見で、イランの核疑惑について6月のIAEA理事会開催まで安保理付託を求める考えが無いことを明らかにした。又、マクレラン大統領報道官も、記者会見で、イランがIAEAに多くの情報を提供し、査察も容認していると評価した。
- 77 2005.3.4・・・アメリカのシンク＝タンク「科学・国際安保研究所 (ISIS)」はイランがテヘラン南方のアラク Arak で建設している重水炉建設現場と重水製造工場の衛星写真を公表した。欧米はウラン濃縮だけでなく重水炉建設も放棄するようイランに要求していたが、イランは後者を無視していたことになる。
- 78 2005.3.6・・・イランのラフサンジャニ Akbar Rafsanjani (1934.8.25～) 最高評議会議長（前大統領）は、ウラン濃縮の凍結は6ヶ月だけの措置であって、イランとしてはすぐにでもウラン濃縮活動を再開したいと語った。
- 79 2005.3.11・・・ブッシュ米大統領はイランが核兵器開発を放棄した場合に同国のWTO加盟交渉への反対を取り下げることが明らかにした。他方、ベネズエラのチャベス Hugo Chavez (1954.7.28～) 大統領は、首都カラカスでイランのハタミ大統領と会談し、イランの原子力開発を強く後押しすると伝えた。
- 80 2005.3.16・・・ブッシュ米大統領がホワイトハウスで記者会見し、イランの核疑惑でのアメリカの提案 — イランのWTO加盟交渉容認 — をイランが拒否すれば、問題を国連安保理に付託する意向であることを表明した。
- 81 2005.3.18・・・フランスのシラク Jacques Chirac (1932.11.29～) 大統領が、プーチン・ロシア大統領とシュレーダー・ドイツ首相、そしてサパテロ Jose Luis Zapatero (1960.8.4～) ・スペイン首相を大統領府に招いて、首脳会談を実施した。各首脳は会談後の記者会見で、イランと英独仏3国との核開発問題に関する協議とロシアによるイランの原発支援との間に矛盾が無いことを強調した。
- 82 2005.3.30・・・イラン政府は稼働を中断しているナタンツのウラン濃縮施設を外国報道機関に公開した。
- 83 2005.4.13・・・イスラエルのシャロン Ariel Sharon (1928.2.26～) 首相がアメリカCNNテレビのインタビューで、「イランへの軍事攻撃を立案しているわけではない」と語った。
- 84 2005.5.12・・・イランのアガザデ原子力庁長官が、同国がEUとの合意によって中断していた核開発計画の一部を再開することを決定したと述べた。
- 85 2005.5.15・・・イラン国会は、核燃料サイクル開発を政府に義務付ける決議を可決し、核開発の断念を求める欧米と対決する姿勢を示した。
- 86 2005.5.22・・・ベネズエラのチャベス大統領がテレビ・ラジオ演説で石油代替エネルギーとして核開発に強い関心を示し、イランに協力を求める意向を表明した。
- 87 2005.5.25・・・イランの核開発問題をめぐる同国と英独仏との閣僚級交渉がジュネーヴで開始され、欧州側が問題解決に向けた提案を行った。交渉後の記者会見で、イギリスのストロー外相が7月末までに今回の提案の詳細をイランに伝えると表明した。
- 88 2005.6.13・・・IAEA定例理事会がウィーンで開催され、11月で任期切れになるエルバラダイ事務局長の3選を全会一致で決定した。これは9月の年次総会で正式に承認される予定。
- 89 2005.6.14・・・IAEAのエルバラダイ事務局長が定例理事会の冒頭演説で、イランの核疑惑についてイランの協力姿勢を評価しつつ、遠心分離機によるウラン濃縮計画の疑惑に不満を表明し、バルチン軍事施設への査察など一層の協力をイランに求めた。
- 90 2005.6.26・・・前日のイラン大統領選で勝利したアハマディネジャド・テヘラン市長は当選後最初の記者会見で、25年間断交が続くアメリカと関係改善を図る意思は無いが、欧州と核問題の協議は続けると発言した。
- 91 2005.8.2・・・英独仏3国はイランがウラン転換再開の方針を表明した後を受けて同国に警告の書簡を送った。この中で3国はイランが核開発を再開するときは問題を安保理に付託することを示唆している。

- 92 2005.8.8 . . . イラン原子力庁のサイディ副長官が、中部イスファハンにあるウラン転換施設を再稼働させたことを明らかにした。
- 93 2005.8.9 . . . イランがウラン濃縮の前段階である転換活動を再開したのを受け、英仏独3国の要請によってIAEA 緊急理事会がウィーンで開催された。3国はイランの濃縮関連活動の停止継続の決議を目指している。
- 94 2005.8.10 . . . イラン原子力庁のサイディ副長官がイスファハンのウラン転換施設の封印解除作業が完了したことを明らかにした。同施設でのウラン転換作業が全面的に可能になった。
- 95 2005.8.11 . . . IAEA 緊急理事会がイランに対してウラン濃縮関連活動の停止継続を求める決議案を全会一致で採択。
- 96 2005.8.12 . . . ブッシュ米大統領がイスラエルの公共テレビのインタビューに答えて、イランが核関連活動を再開した場合に武力行使もありうると言明した。
- 97 2005.8.16 . . . イラン最高安全保障委員会のラリジャーニ事務局長が、欧州との核交渉は継続するが核燃料サイクルをあくまで追求するとの決意を示した。
- 98 2005.9.2 . . . IAEA のエルバラダイ事務局長がイランの核疑惑に関する報告書を理事国に配布した。この中でイランがウラン濃縮関連活動の再開に向けて動いていることを確認しイランの再考と協力を促している。
- 99 2005.9.6 . . . イギリスの国際戦略研究所がイラン核疑惑に関する報告書を公表し、イランが核兵器取得まであと数年かかるとの見通しを示した。
- 100 2005.9.17 . . . ライス米国防務長官が国連総会の一般演説で、イランの核疑惑について「外交手段が尽きれば安保理が関与しなければならない」とイランに警告した。これに対して、イランのアハナドネジャド Mahmoud Ahmadinejad (1956.10.28 ~) 大統領は同じ国連総会の一般演説で、核燃料サイクル開発が「奪うことのできないイランの権利」と述べ、ウラン濃縮計画を推進する考えを示した。
- 101 2005.9.24 . . . IAEA 理事会が英仏独3国提出のイラン核問題の安保理付託を猶予する決議案を賛成多数で可決した(賛成 22, 反対 1, 棄権 12)。
- 102 2005.9.25 . . . 前日のIAEA 決議について、イランのモッタキ外相が「法的根拠が無く、受け入れられない」と言明。
- 103 2005.9.26 . . . イラン外務省は国営メディアを通じて、IAEA 理事会決議が撤回されなければ、核施設の抜き打ち査察を可能にする保障措置協定追加議定書の履行を停止すると警告した。
- 104 2005.10.1 . . . イランのアハナドネジャド大統領が核問題が安保理に付託された場合、石油の輸出抑制など、石油によって対抗する考えを表明した(UAE ハリージ=タイムズ紙)。
- 105 2005.10.3 . . . ラドメーカー米国防務次官補が国連総会第1委員会で演説し、「いかなる政府もイランへの新たな原子力移転を許可すべきでなく、継続中の核関連計画は凍結されるべき」と述べた。
- 106 2005.10.7 . . . ノルウェーのノーベル賞委員会は05年度のノーベル平和賞をIAEA とエルバラダイ事務局長に授与すると発表。その理由として、「原子力の軍事転用を防ぎ、平和のための安全利用に向けた努力」が挙げられている。
- 107 2005.10.15 . . . ライス米国防務長官がモスクワ郊外でプーチン・ロシア大統領と会談した。ラブロフ外相によれば、両者はイランの核兵器開発を許さず核保有国の増加を認めないことで意見が一致した。
- 108 2005.10.30 . . . イランのアハナドネジャド大統領が、ウラン濃縮関連活動を再度完全に停止するつもりは無く、完全停止を求める英仏独の要求を拒否すると言明。
- 109 2005.11.4 . . . ドゥジャリク国連事務総長報道官が、アナン事務総長のイラン訪問を取りやめたことを明らかにした。アハナドネジャド大統領のイスラエル抹殺発言が論議を呼んでいる現状では訪問は不適切と判断されたという。
- 110 2005.11.16 . . . イランが新たなウラン転換作業に着手したことが欧州駐在の複数の外交官から明らかにされた(AFP 発)。
- 111 2005.11.28 . . . イランと英仏独3国とがイランの核開発をめぐる交渉を再開することで合意したと云う(ISNA 発)。但し、交渉の場所や日程は未定。
- 112 2005.12.10 . . . ノーベル平和賞授賞式がノルウェーのオスロ市庁舎で行われ、IAEA とエルバラダイ事務局長(63)が出席した。
- 113 2006.1.3 . . . マコーマック米国防務省報道官は、定例記者会見で、イランが核エネルギーの研究開発を9日に再開する方針をIAEA に伝えたことについて「新たな濃縮関連活動を行った場合、国際社会は追加措置を検討しなければならない」と述べ、イランに警告した。
- 114 2006.1.9 . . . 国連安保理常任理事国5カ国は、イランに対しそれぞれメッセージを送り、核燃料に関する研究活動の再開を自粛するよう促した。
- 115 2006.1.10 . . . イラン原子力庁のサイディ副長官は、国営テレビに対して、核燃料技術に関する研究活動を同日再開したと語った。
- 116 2006.1.11 . . . チェイニー Dick Cheney (1941.1.30 ~) 米副大統領が、米ラジオのインタビューでイランの核

- 問題が国連安保理に付託され、経済制裁を視野に入れた決議案が審議されるとの見通しを述べた。
- 117 2006.1.13・・・米シンクタンクの科学・安全保障研究所 (ISIS)⁽⁸⁾ はイラン中部ナタンツにあるウラン濃縮施設の衛星写真を公表した。
- 118 2006.1.14・・・イランのアハナドネジャド大統領が記者会見で、同国の核問題が安保理で審議されても核技術開発を放棄しないと主張した。
- 119 2006.1.15・・・米共和党のマケイン John McCain (1936.8.29～) 上院議員が CBS テレビの報道番組で、イランの核兵器保有を阻止するために武力行使も辞すべきではないと主張した。他方、イランのダネシュジャファリ Davoud Danesh Jafari 経済財務相が国营ラジオに出演し、同国に対する制裁は国際石油価格の高騰を招くとけん制した。
- 120 2006.1.17・・・ロシアのラブロフ Sergei V. Lavrov (1950.3.21～) 外相は記者会見でイランに対する制裁に反対を表明し、中国外務省の孔泉報道局長も定例記者会見でイランの核問題を安保理に付託することには慎重な姿勢を示した。
- 121 2006.1.19・・・イランのアハナドネジャド大統領がシリアの首都ダマスカスを訪問し、アサド Bashar al-Assad (1965.9.11～) 大統領と会談した。アサド大統領は会談後の記者会見でイランの核開発へ支持を表明した。
- 122 2006.1.21・・・ロシア原子力庁のキリエンコ長官は記者団に対し、イランの濃縮活動をロシア国内で行うための用地を選定し、建設作業の準備を完了したと語った。他方、イスラエルのモファズ Shaul Mofaz 国防相は同国中部の都市ヘルツェリアで講演し、「イランの核という選択肢は容認できない」と述べ、イランへの武力行使の可能性を示唆した。
- 123 2006.1.25・・・イランの核交渉の最高責任者を務めるラリジャーニ最高安全保障委員会事務局長は、モスクワで記者会見し、イランの核問題が安保理に付託されれば、イランは核活動を研究規模にとどめず、ウラン濃縮を産業規模で実施すると述べた。途方、ボルトン John Bolton (1948.11.20～) 米国連大使は国務省で記者会見し、この問題が国際の平和と安全を脅かしており安保理で対処すべきと述べた。
- 124 2006.1.26・・・中国外務省の孔泉報道局長は、定例記者会見で、イラン核問題は外交交渉によって解決すべきと述べ、国連安保理への付託に難色を示した。
- 125 2006.1.30・・・英独仏と米露中の6カ国は、ロンドンで外相会議を開き、イランの核問題を協議し、これを国連安保理に付託する一方、3月までイランに対する具体的措置を採らないことで一致した。ウィーンで2月2日から開催される IAEA 緊急理事会にイラン核問題を国連安保理に付託し安保理が直ちに行動を起こすよう求める英独仏提案の決議案が提出されることが判明した。
- 126 2006.2.1・・・ブッシュ米大統領がイランの脅威からイスラエルを軍事的に防衛すると言明した (ロイター発)。
- 127 2006.2.4・・・IAEA 緊急理事会が英独仏提案のイラン核問題を国連安保理に付託する決議案を可決した (賛成 27, 反対 3, 棄権 5)。この決議後に、ブッシュ米大統領がイランの核開発活動の停止と EU3 カ国との交渉への復帰を求める考えを表明した。他方、イランのアハナドネジャド大統領は、IAEA に抜き打ち査察を認める保障措置協定追加議定書の履行など、IAEA への協力の一部を5日付で停止するようアガザデ原子力庁長官に指示した。
- 128 2006.2.13・・・アナン Kofi Atta Annan (1938.4.8～) 国連事務総長がホワイトハウスでブッシュ大統領と会談した後、記者会見で、イラン濃縮活動に関し事態を悪化させる行動をとらないよう希望すると述べた。他方、ウィーン外交筋はイランが同国中部のナタンツの核関連施設でウラン濃縮活動を再開したことを明らかにした。
- 129 2006.2.14・・・ロシアのプーチン大統領は訪口中のドビルバン Dominique de Villepin (1953.11.14～) 仏外相と会談した。会談後、両者は共同声明を発表し、イランにウラン濃縮活動の全面的停止を要求した。
- 130 2006.2.15・・・ライス米国務長官がイランの政権について核兵器開発をもくろむ「過激な政権」と非難し、イランの脅威に対処するため国際的結束を強化すると述べた。同長官は、更に、上院外交委員会で、同国に対する制裁の実行可能性について検討していることを明らかにした。
- 131 2006.2.20～21・・・イランの核問題をめぐるイラン・ロシア間の協議がモスクワで実施され、ウラン濃縮をロシアで行う合弁企業説立案を中心に討議が行われたが、結論は出ず、継続協議になった。
- 132 2006.2.25・・・イランのアガザデ原子力庁長官は、ロシアでの合弁企業説立案について、「基本的合意」に達したことについて、プシェールでのロシアのキリエンコ原子力庁長官との共同記者会見で明らかにした。
- 133 2006.3.1・・・ロシアとイランの代表団がモスクワで合弁企業説立案について交渉したが、合意に至らなかった。
- 134 2006.3.6・・・IAEA 定例理事会がウィーン本部で開催した。欧米側は、席上、イランの核問題で安保理が

行動すべきときが来たと訴えた。

- 135 2006.3.7 . . . ライス米国防長官は、国務省でラブロフ・ロシア外相と会談した後の記者会見で、イラン国内では小規模なウラン濃縮活動も認められないとの見解を表明した。
- 136 2006.3.8 . . . イランの核問題で、安保理が実質的審議に入った。
- 137 2006.3.9 . . . イランの最高指導者ハメネイ師は、同国が核開発を継続し、いかなる圧力や陰謀にも屈しないとの考えを強調した。
- 138 2006.3.10 . . . 国連安保理常任理事国5カ国が米国連代表部で2度目の大使級会合を開き、英米仏3国は期限を区切った上で核関連活動の全面停止をイランに要求する議長声明の採択を求めた。
- 139 2006.3.14 . . . イラン核問題をめぐるイランとロシアとの交渉がモスクワで行われ、合併企業設立案を継続審議することにした。
- 140 2006.3.17 . . . 国連安保理がイラン核問題で非公式協議を行い、議長声明案を英仏両国の要請によって修正し、議長声明採択後2週間以内にイランの対応について報告を求めた項目について、安保理に加えIAEAにも報告する内容に改めた。
- 141 2006.3.27 . . . 米シンクタンク「科学・安全保障研究所 (ISIS)」の所長で核問題の権威であるデービッド＝オルブライトがイランの核兵器開発に関する論文を発表して、イランが09年に最初の核兵器を開発する恐れがあり、これを阻止するために積極的な外交が必要と述べた。
- 142 2006.3.28 . . . 英仏両国はイラン核問題に関する安保

理議長声明の第3次修正案を安保理各国に提示した。イランの報告期限を「2週間以内」から「30日以内」に修正し、ロシア・中国に譲歩した内容になった。

- 143 2006.3.29 . . . イラン核問題に関する安保理議長声明が採択された。
- 144 2006.3.30 . . . イランのモッタキ Manouchehr Mottaki 外相が欧州国連本部で記者会見し、国連安保理議長声明が前日採択されたことに関連して、「イランには核を平和利用する権利がある」と改めて強調した。他方、安保理常任理事国とドイツの外相がベルリンで会談し、イランに対して安保理議長声明に随ってウラン濃縮活動を放棄するよう求めた（ホスト役、ドイツ外相の会談後の声明）。
- 145 2006.4.9 . . . ブッシュ政権がイラン攻撃の各種選択肢の検討に入ったとワシントン＝ポスト紙が報じた。
- 146 2006.4.11 . . . イランのアハナドネジャド大統領が北東部のマシャドで演説し、イランがウラン濃縮に成功したと初めて公式に発表した。他方、米ホワイトハウスのマクレラン報道官は、イランがウラン濃縮活動を続けるなら国連安保理メンバーなどと「次の措置」を協議すると警告した。

以上、概略ながら、事態の展開を跡付けてみた。本稿執筆時点（2006.5.4）でのイランの立場については、きわめて微妙な状況になっており、外交方式の解決が放棄されたわけではないと考えられている。⁽⁹⁾ いずれにしても現時点までの事態の推移に基づいて国際法上の分析を次に行いたい。

(注)

- (7) 原水禁のウェブサイトがわかりやすくイランの核開発の法的小および技術的問題を紹介している。Cf. <http://www.gensuikin.org/nw/iran1.htm>
- (8) “Institute for Science and International Security Press” は各国の核開発の現状をインターネット上で公開している。See: <http://www.isis-online.org/publications/index.html#country>

(9) “据報道、美国和欧盟最早将于下周向安理会提出一份比3月29日安理会主席声明更强硬和有约束力的决议草案。目前，虽然存在美国绕开联合国，联合其它国家或单独对伊朗实行制裁的可能性。但分析人士认为，美国尚未放弃通过联合国解决伊朗核问题，而安理会内部对伊朗核问题的下一步行动仍存在较大分歧，因此安理会近期通过对伊朗实施制裁决议的可能性不大。伊朗核问题目前尚未脱离通过外交和谈判方式解决的轨道。<http://gb.chinabroadcast.cn/1321/2006/05/03/661@1028936.htm>”

【Ⅲ】 国際法上の問題点

(1) NPT 体制の不平等性

現在の核不拡散条約 Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (1968.7.1 採択、1970.3.5 発効) の不平等性を説く論者は多い⁽¹⁰⁾。確かに、核兵器保有国を現状で

固定し、非核兵器保有国を永遠に非核国の地位に固定させるこの条約は国家主権に反するといわざるを得ない。数千年前から、条約という国際法形式が歴史に現れたときから、条約には当事国の国力が反映し不平等な内容を含まざるを得なかったといえる。近代史においても、日本、中国、トルコが欧米列強と国交を開く際に締結した

通商航海条約で、関税自主権を奪われ、欧米列強の領事裁判権を認めさせられたことは記憶に新しい。そして、まさに条約が宿命的に有する不平等性が史上最も顕著に現れたのが、核不拡散条約の水平拡散 (= 核兵器国の増加) 禁止と垂直拡散 (= 核兵器保有国による核兵器研究) 容認の体制である。核兵器国は非核兵器国に核の平和利用の権利 (§ 4) を認め、非核兵器国は核保有国の優越的地位 (§ 1) を認めている点で国家約定としての双務性は備えている。しかし、この双務性は支配・服従関係の相互承認であって、オースチン流の“法は主権者の命令である”⁽¹¹⁾ とか“悪法もまた法也”の言葉を想起させる点で、民主的な正当性を見出しにくい。もしこの NPT 体制に法的正当性を見出すことができるとすれば、国際社会又は国際政治の安定を目指した点を挙げるほかない。

“社会の安定”も“人権の実現”と並ぶ法理念であって、中世までの歴史において、国際社会においても各国国内社会においても、法理念の中で最大の比重を認められてきた⁽¹²⁾。しかし、近代以降、各国国内法において、“社会の安定”が人権そして民主主義に法理念の首座を奪われる現象が一般化し、国際社会においてもその影響から免れることはできなかった。国家主権の形骸化と主権と民族自決権との一体化の現象⁽¹³⁾がそれを証明している。NPT 体制も、“核クラブ”の支配を嫌って主権を標榜する民族国家の挑戦を免れることはできなかった。インドやパキスタンは挑戦に成功し、“核クラブ”入りを果たした国家であるが⁽¹⁴⁾、朝鮮民主主義人民共和国やイランはその目的が達せられず“拡散懸念国家 state of proliferation concern”⁽¹⁵⁾の烙印を押されている。欧米のグローバリゼーションの波の中で、国家としての政治的・経済的独立を維持するには精神的・文化的独立が不可欠であると非キリスト教国は感じ始めている⁽¹⁶⁾。経済的独立から政治的独立へ、そして精神的・文化的独立へと“人民の自決権”の内容が拡大したとも言える。完全な自決権を享有するために核兵器保有が不可欠と考える根本的理由がここにあるといえる。“核クラブ”による平和よりも、“ダモクレスの剣 Damoclis gladium”⁽¹⁷⁾の下で踊る自由を選択する国家が出てきてもおかしくない。

他面、“核クラブ”の代表たるアメリカにしてみれば、国益のために NPT 体制は絶対に擁護しなければならないはずである。19 世紀までのキリスト教的主権国家の並存体制は 20 世紀に入って大きく崩れ、特に第 2 次大戦後、国際社会はキリスト教国家のほかに、イスラム教国家や仏教国家もそのメンバーとして登場し⁽¹⁸⁾、更には冷戦終結 (1990 年) 後、同一宗教内部での宗派の対立が国家間の対立を引き起こす状況にもなった。100 年前、つまり 20 世紀初頭には 40 カ国あまりで構成され同質性を保って

いた国際社会は、2006 年 5 月現在、大小 201 カ国で構成される多様性を特徴とする社会に変貌している。そのうち人口 1 億人を超える国家は中国 (約 13 億人)、インド (約 11 億人)、アメリカ合衆国 (約 3 億人)、インドネシア (約 2.2 億人)、ブラジル (約 1.9 億人)、パキスタン (約 1.6 億人)、ロシア (約 1.43 億人)、バングラデシュ (約 1.42 億人)、ナイジェリア (約 1.32 億人)、日本 (約 1.28 億人)、メキシコ (1.07 億人) のわずか 11 カ国であって、これらの国々の合計人口 (約 39.2 億人) で世界の総人口 (約 64.65 億人) の約 61 % を占めているのである⁽¹⁹⁾。要するに、人口規模からいえば、200 ~ 300 万人規模の国家が国際社会では多数派を占めているわけであって、人口数万人規模の国家も少なからず存在する。人口規模だけから見ても、こうした多様な国家が国連では等しく 1 票を行使するのである。GNP 比率で世界の 28.5 % (2005 年度) を占めるアメリカや、同じく 11.3 % を占める日本も国連総会で 1 票である。「政治的民主主義とはそういうものだ」と言ってしまうえばその通りであるが、GNP も軍事力も人口も突出した超大国 super-power・アメリカにとって見れば、ボルトン国連大使ならずとも、国連懐疑論・国連否認論に陥らざるを得ないのではなからうか?⁽²⁰⁾ 少なくとも国連の存在を認める以上、アメリカとしては、国連総会は中小諸国家の国際世論表明の場として承認しつつ、自らは安保理を通じて国益擁護の国連外交を展開せざるを得ない立場に追い込まれているともいえよう。安保理で各理事国代表を小部屋に引き入れて数分間でギブアンドテイクの根回しをして、安保理の公式会議で軍事力行使容認の決議を引き出すのが今のアメリカの偽らざる国連外交の姿だといわれる。まさに、アフガンもイラクもそうしたアメリカ外交の犠牲になった国家である。アメリカにしてみれば、他の国連加盟国と同様、国連憲章に則って加盟国の権利を行使したに過ぎないということになる。政治的な当・不当は別にして、アメリカの対アフガン、対イラクの武力行使の正当性・合法性が国連憲章との合憲性に基いて主張されたのも、基本的にこうした政治的背景があったからである。今回のイラン核疑惑・核危機に対しても、NPT 体制、ひいてはアメリカの国際政治上の地位を脅かすものとして、国連安保理で審議されて制裁が課される蓋然性が極めて高いといわざるを得ない。事実、アメリカはそれを目指して活発な国連外交を展開しているし、2006 年 2 月 4 日には IAEA 緊急理事会がイラン核問題を国連安保理に付託する決議を採択してしまったことは、現在の国際システムの下では当然の成り行きであったといえる。国連安保理がアメリカの国益を擁護する国際法執行スキームとして今回も機能するのだろうかイラン核問題の国際法上の主

要関心事になっている。まさに謝 小慶が言うごとく、国際法は水が半分はいった瓶であって、水が半分はっていると見る人もいれば、空間が半分の残っていると見る人もいるはずである。国際法は不完全ではあるが「活きた法」であるという認識を持つ必要がある⁽²¹⁾。アメリカ

に代表される NPT 体制の国際公益が維持されるか、NPT 体制の不正を主張するイランの国益が実現されるかは、法と政治との関係という哲学的要素を含む問題としても注目しなければならない。

(注)

- (10) “現実には核兵器保有国の核軍縮は全く進んでいない。米国は、世界最大（1万発以上とも言われる）の核弾頭を保有し続け、地下貫通型核兵器の実用化研究まで行い、更には‘ならず者国家’に対する限定核攻撃の可能性にまで言及（2006年にはイランがその標的候補に挙げられた）。また、中国の軍部高官は、自国に有事の際は米国ないしその軍事施設に対し核攻撃を行なう用意があると公言している。こうしてこの条約は、事実上、安保理常任理事国が核兵器を永遠に独占し、戦勝主要5ヶ国によるグローバルな軍事覇権を永続化させる体制に換骨奪胎された。しかも非加盟国に対しては当然ながら何らの規制も出来ない。” <http://jawikipedia.org/wiki/>
- (11) Cf. John Austin, *The Province of Jurisprudence Determined* (1932). 彼はこの中で有名な“Command Theory（命令理論）”を展開している。
- (12) 入江啓四郎「国際法解義（訂正版）」成文堂刊 1971, esp. pp. 1～25.
- (13) See Antony Anghie, *Finding the Peripheries : Sovereignty and Colonialism in 19th-Century International Law* (Harvard International Law Journal, Winter 1999, Vol. 40, No. 1, pp. 1～80)
- (14) インドは1974年5月19日に初の核実験に成功、そして1998年5月11日と13日、核実験を実施し、核保有国になった。パキスタンは1970年代に核開発に着手し、1998年5月28日と30日、核実験を成功させ、イスラム圏で最初の核保有国になった。See, 2006 World Yearbook, pp. 220, 223～6.
- (15) 2004年4月28日の安保理決議1540（2003年9月の国連総会でブッシュ米大統領が採択を要請した）で懸念国家に対する国際社会の基本的対応が表明されている。それ以前、“ブッシュ政権は、北朝鮮、イランをはじめとする、いわゆる拡散懸念国等の大量破壊兵器・ミサイル開発を強く懸念。2002年12月の「大量破壊兵器と闘う国家戦略」において、1) 拡散対抗, 2) 不拡散, 3) 大量破壊兵器使用の結果への対処の包括的アプローチを提唱。2003年5月31日、ブッシュ大統領は訪問先のポーランド（クラコフ）で、「拡散に対する安全保障構想（Proliferation Security Initiative : PSI）」を発表。我が国を含む10カ国（日、英、伊、蘭、豪、仏、独、スペイン、ポーランド、ポルトガル）に参加を呼びかけた。“現在、日、米、英、伊、オランダ、豪、仏、独、スペイン、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、カナダ、ノルウェー、ロシアの15カ国をはじめとする60カ国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」（2003.9.4）を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。上記15カ国に加え、デンマーク、トルコ、ギリシャ、ニュージーランドが専門家会合に参加”している。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html 「阻止

原則宣言 Proliferation Security Initiative : Statement of Interdiction Principles」の原文は以下のサイトから全文入手できる。
Cf. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html 【参考資料Ⅱ】参照。

この「懸念国家」概念は拡大解釈され、以下のような特別な意味でも使用されている。“米国防総省は（2006年5月・筆者注）5日、「人権および民主主義支援報告書」を発表し、北朝鮮は人権問題と関連、依然「特別懸念国家（Country of Particular Concern）」に該当すると指摘した。キューバ、ミャンマー、ジンバブエがこの範疇に属する。「特別懸念国家」は米国が人権問題に対する監視を行い、各種の制裁措置を取るべきと分類された国家のこと。2003年以降、4番目に発表されたこの報告書は、人権問題が深刻な95カ国を対象に、人権改善のために米政府が取るべき措置などが盛り込まれている。”

http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2006/04/06/20060406000011.html

- (16) この現象はグローバリゼーションに対する地域主義の反撃という性格を持っている。Cf. 張 世鵬編訳『全球政治与全球治理』中国国際広播出版社刊 2004.
- (17) Damoclis gladium 「政治家で哲学者であったキケロが書いたシラクザの僭主ダモクレスの物語から。ダモクレスの頭上に蜘蛛の糸のように細いロープで繋がれた剣が刃を向けて下がっている風景を描写している。権力者の生命に迫りくる危険を意味しており、現在でも使用されている」
<http://www003.upp.so-net.ne.jp/architettura/latino/etc.html>
- (18) 20世紀以降の国際社会の多様性を指摘する著作として次を見よ。Dominique Carreau, *DROIT INTERNATIONAL* (8e edition), Pedone, 2004, esp. pp. 22～39.
- (19) 2006 World Yearbook, KYODO NEWS, pp. 455, 743.
- (20) ボルトン John Bolton (1948.11.20～) 米国連大使は国連懐疑論者又は否認論者として知られる。しかし、その本心は、安保理を利用してアメリカの国益を擁護する点にあると見られ、北朝鮮の核疑惑を安保理で審議することを主張していることからそれが窺われる。
http://news.xinhuanet.com/english/2003-01/23/content_703981.htm
- (20) “・・・国際法通过自身的修订以适应不断变化的国际社会的能力在不断增强。正如麦勒奇兰教授所指出的, 由于各国诉讼解决国际争端这一时兴的做法所导致的新的国际法案件的增多无疑将会丰富国际法作为一种“活法”的研究。・・・最后, 笔者想以一个比喻来作为此文的结束: 就国际法的现实作用而言, 国际法就好比一个装着半瓶水的玻璃瓶, 我们既要看到瓶子是半满的, 又要看到瓶子是半空的。这才是认识国际法作用的正确态度。”
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=87140>

(2) イラン核危機の法的特徴

今回のイランの核疑惑は「仏の手の中で踊る孫悟空」の趣がある。勿論、アメリカが仏であり、イランが孫悟空である。2001年の“9.11”事件以来、アメリカの対テロ包囲政策はテロ集団から核拡散懸念国家までを対象にして展開されており、「拡散に対する安全保障構想 PSI」の具体的活動によって着々と成果を挙げている⁽²²⁾。一方でこのようなソフトな対策を採るとともに、他方で、安保理を活用してアフガンやイラクの政権を倒すようなハードな政策も採っている。アメリカ及びその友好国はテロと核拡散を同質の危険と看做し、硬軟両様の対応をとっている。アメリカにとって、いまや、テロ組織も核兵器保有を目指すイランや北朝鮮のような懸念国家も、ポツダム＝ヤルタ体制以来の本質的な国際秩序である NPT 体制を脅かす存在になっており、PSI 秩序の中で解決したい問題になっている。

今回のイランの核開発問題の事態の推移を見ると、IAEA は意外に冷静な対応をしていることがわかる。IAEA は技術者の集団であって、政治的判断には慎重だとも言える。例えば、保障措置協定に基づく申告に記載漏れが見つかったのは、イランだけでなく、韓国やエジプトの申告にも見られるのであって⁽²³⁾、申告漏れ自体、技術的理由によって発生していることが窺われる。もし、申告漏れに政治的意図が無かったとすれば、核兵器開発の国家意思を読み取ることはできなくなる。しかし、申告漏れに政治的意図が無くても、そこに故意や悪意までも感じ取るのが国際社会の現実である。「疑心は暗鬼を生む」の諺どおり、技術的理由による申告漏れが、核技術

に疎い安保理による制裁決議に繋がる可能性が高い。これが、核の平和利用システムに内在する欠陥であるともいえよう。核に関する科学的知識を持たない欧米の政治家が、弱小国家イランに武力制裁まで主張する姿は、逆説的な言い方になるが、「窮鼠、猫を囓む」姿を想起させる。核兵器保有国は非核兵器国の核の平和利用に協力する義務を負っているのであって、自らの義務を安保理での審査権限に優先させなければならない。安保理への付託や安保理での審議は政治的裁量行為であるが、非核兵器国の核の平和利用の権利やそれに対応する核兵器国の平和利用協力義務は、条約上の実体的権利・義務である。核兵器開発の疑惑が生まれた国家に対しても、「疑わしきは罰す」のではなく、核の平和利用に協力したことを立証できなければ核兵器国や IAEA は安保理に問題を付託できないと解すべきである。なぜなら、核の軍事利用も平和利用も行っている“核クラブ”メンバーと異なり、非核兵器国にとって核の平和利用は NPT 体制に唯一残されている主権の発現と観られるからである。核を利用するという点において、核兵器国も非核兵器国も平等の地位に立っており、国際法の伝統的原則である主権平等原則がかりろうじて維持されている。したがって、今回のイランの核疑惑については、問題が安保理に付託される前に、核兵器保有国や IAEA によるイランの核の平和利用への協力義務が完全に尽くされたことが立証されなければならないと考えられる。核開発は高度な科学技術や知識を必要とするがゆえに、保障措置協定やその追加議定書⁽²⁴⁾の当事者になる IAEA がその立証責任を負担する法的義務を負っていると解される。

(注)

(22) 日本の外務省のホームページでは次のように、日本の PSI 活動を紹介している；「我が国は、大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の移転及び輸送を阻止することは、我が国の安全保障の向上に資するとの考えの下、PSI の活動に積極的に参加してきている。・・・ これまでに計 19 回行われている各国主催 PSI 阻止訓練の全てに参加。特に、豪州主催の海上阻止訓練（2003 年 9 月）に、海上保安庁の巡視船等が参加し、シンガポール主催の海上阻止訓練（2005 年 8 月）には、海上保安庁の巡視船及び海上自衛隊の護衛艦・航空機が参加。また、我が国自身も、2004 年 10 月 25—27 日、相模湾沖合及び横須賀港内において、海上阻止訓練「チーム・サムライ 04 (Team Samurai 04)」を主催。同訓練には、艦船等を参加させた日、米、豪、仏を含む 22 カ国が参加。参加国の海上阻止に関する練度が向上し、相互の連携が強化され、PSI 非参加国の PSI に対する理解が促進された。」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku_j/psi/psi.html

(23) 2004 年 9 月 8 日、韓国の外交通商省は同国政府系の原子

力研究所で 200 年 1～2 月にウラン濃縮実験が行われた事実を IAEA に申告していなかったことを認めた（『世界週報 2004.10.5』 pp.76）。又、2005 年 1 月 5 日、IAEA に関係する外交官からの情報として、エジプトが IAEA に未申告のまま行っていた核関連実験について IAEA の調査が行われたという（『世界週報 2005.2.1』 p.77）。これらは、いわゆる「氷山の一角」であって、IAEA に未申告、又は申告漏れの核関連活動は相当数に上ると推測される。所謂「懸念国家 states of concern」とされる北朝鮮やイランだけでなく、IAEA 加盟国一般に核兵器開発の潜在的又は顕在的願望がある以上、核の平和利用という重大な国際公益に拘る IAEA の職務は、政治的な国際世論や偏見・予断を排して公正且つ厳格に遂行されなければならない。

(24) 追加議定書には 2006 年 3 月 13 日現在で日本を含め 114 カ国、1 国際機関（EURATOM）が当事者となっている。
http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/sg_protocol.html

【IV】 結 語

超大国アメリカに対抗できるのはテロ組織か国際機関ぐらいだといわれて久しい。アメリカにとっては、テロ組織もそれを支援する「懸念国家 states of concern」も、核疑惑を安保理に付託したがる IAEA も、「同じ穴の貉」にみえるのではなかろうか？実際にこれら3者が提携しない限り、現状では、NPT体制の首座を占めて国際政治を指導するアメリカに対抗することはできない。アメリカの側から言えば、これら3者すべてを支配しなくても、いずれかをコントロールできれば他の2者の動きを封じ込めることができる。しかし、厄介なことに、NPT体制、即ち、『核クラブ』の支配を維持するにはテロ組織や「拡散懸念国家」やIAEAに対して、同時並行的

に、しかも日常的に、友好国の協力を背景として対テロ政策を遂行しなければならない。そうしたアメリカの苦渋の選択がPSI（2003.5.31 ブッシュ米大統領提唱）⁽²⁵⁾である。かつて、ヤルタ＝ポツダム体制の象徴と見られていたNPTがヤルタ＝ポツダム体制という外皮を取り払い、PSIという新たな外皮をまとうて運用されているというのが、本稿の一応の結論ということになる。法は権力から生まれる。国際法の定立、及び運用におけるアメリカの影響力の大きさが顕著に現れることはいまさら指摘するまでも無い。しかし、国際社会の権力はアメリカだけが保持しているわけではないことを、アメリカを含めすべての国家が自覚し認識することが改めて必要になっている。

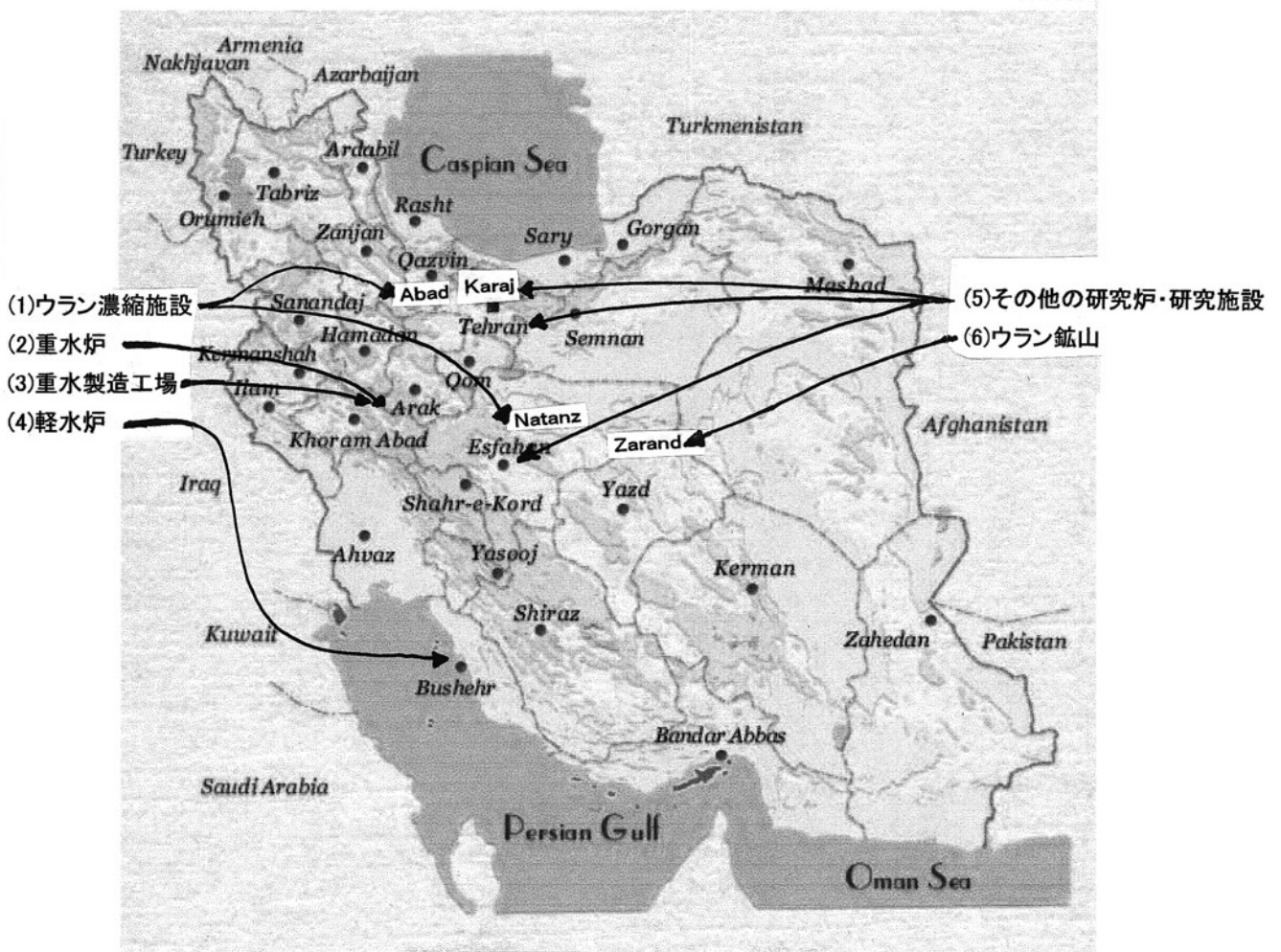
（注）

(25) 本稿脚注(15)参照。

《References》

1. Philip Purpura, *Terrorism and Homeland Security*, 2006. 2, Betterworth Heinemann.
2. Abdul Aziz Said et al sds., *Contemporary Islam*, 2006. 3, Routledge.
3. James A. Russell, *Proliferation of Weapons of Mass Destruction in the Middle East*, 2006. 3, Palgrave Macmillan.
4. C. Ahlstrom et al, *Refotming Nuclear Export Controls*, 2006, Oxford U.P.
5. Norbert Pelzer, *Die Internationalisierung des Atomrechts*, 2005, Nomos.
6. Hamid Dabashi, *Theology of Discontent : The Ideological Foundation of the Islamic Revolution in Iran*, 2005, Transaction Pub.
7. Kenneth M. Pollack, *The Persian Puzzle : The Conflict Between Iran and America*, 2005, Random House.
8. Ilan Berman, *Teheran Rising. : Iran's Challenge to the United States*, 2005, Rowman & Littlefield.
9. Afshin Molavi, *The Soul of Iran : A Nation's Struggle for Freedom*, 2005, W.W. Norton.
10. Max Hilaire, *United Nations Law and the Security Council*, 2005, Ashgate.

【参考資料 I : イランの核関連施設所在地図】



— 原水禁及びISISのウェブサイトを元に作成 —

【参考資料Ⅱ：PSI 阻止原則宣言 一 出典：ISIS のウェブサイトより一】

Proliferation Security Initiative: Statement of Interdiction Principles

- agreed at Paris, 4 September 2003

The Proliferation Security Initiative (PSI) is a response to the growing challenge posed by the proliferation of weapons of mass destruction (WMD), their delivery systems, and related materials worldwide. The PSI builds on efforts by the international community to prevent proliferation of such items, including existing treaties and regimes. It is consistent with and a step in the implementation of the UN Security Council Presidential Statement of January 1992, which states that the proliferation of all WMD constitutes a threat to international peace and security, and underlines the need for member states of the UN to prevent proliferation. The PSI is also consistent with recent statements of the G8 and the European Union, establishing that more coherent and concerted efforts are needed to prevent the proliferation of WMD, their delivery systems, and related materials. PSI participants are deeply concerned about this threat and of the danger that these items could fall into the hands of terrorists, and are committed to working together to stop the flow of these items to and from states and non-state actors of proliferation concern.

The PSI seeks to involve in some capacity all states that have a stake in non-proliferation and the ability and willingness to take steps to stop the flow of such items at sea, in the air, or on land. The PSI also seeks cooperation from any state whose vessels, flags, ports, territorial waters, airspace, or land might be used for proliferation purposes by states and non-state actors of proliferation concern. The increasingly aggressive efforts by proliferators to stand outside or to circumvent existing non-proliferation norms, and to profit from such trade, requires new and stronger actions by the international community. We look forward to working with all concerned states on measures they are able and willing to take in support of the PSI, as outlined in the following set of "Interdiction Principles."

Interdiction Principles for the Proliferation Security Initiative

PSI participants are committed to the following interdiction principles to establish a more coordinated and effective basis through which to impede and stop shipments of WMD, delivery systems, and related materials flowing to and from states and non-state actors of proliferation concern, consistent with national legal authorities and relevant international law and frameworks, including the UN Security Council. They call on all states concerned with this threat to international peace and security to join in similarly committing to:

1. Undertake effective measures, either alone or in concert with other states, for interdicting the transfer or transport of WMD, their delivery systems, and related materials to and from states and non-state actors of proliferation concern. "States or non-state actors of proliferation concern" generally refers to those countries or entities that the PSI participants involved establish should be subject to interdiction activities because they are engaged in proliferation through: (1) efforts to develop or acquire chemical, biological, or nuclear weapons and associated delivery systems; or (2) transfers (either selling, receiving, or facilitating) of WMD, their delivery systems, or related materials.

以下省略

